

# 鳥取県青少年健全育成条例の改正概要

## I 県外からのインターネット販売に対する罰則適用を明確化(ボーガン等)

- 令和2年6月4日に兵庫県宝塚市で発生したボーガンによる殺傷事件を受け、青少年へのボーガン販売を禁止する「有害がん具刃物類」指定
- しかし県内にボーガンの販売事業者はなく、青少年を含む県民がボーガンを購入するとすればインターネットを通じた購入等
- 有害図書についてもインターネット販売で入手する可能性



### 条例改正

- 1 県外事業者が県内の青少年に対し、インターネット等を通じて有害がん具刃物類等(ボーガン等)や有害図書を販売等した場合は条例の禁止対象であることを明確化
- 2 販売等に対して罰則(罰金30万円)適用を明確化

## II 自画撮りによる児童ポルノの要求行為の禁止

- インターネットの普及により、性的画像を青少年に撮影させ送らせる手口の犯罪が増加
- 性的画像がひとたび他人(交際相手等を含む)にわたると、SNSで拡散されたり脅迫の材料に使われる恐れがあり、青少年が将来にわたって被害を受ける可能性が高い。
- 性的画像による被害から青少年を保護するため、禁止規定を新設



### 条例改正

- 1 何人であっても青少年に自画撮りの性的画像(裸体や下着姿等)の提供を求めることを禁止
- 2 要求行為に対して罰則(罰金30万円)を適用